

竹島マンガ りんこちゃん誕生



竹島のイメージキャラクター、二ホンアシカの「りんこちゃん」を紹介します。りんこの名前は、竹島の別名「リヤンコ島」にちなんだものです。2012年11月14日の竹島資料室でデビューしました。

二ホンアシカは海にすむ哺乳動物ですが、1970年代半ばを最後に目撃情報が途絶え、現在は、はく製でしか見ることができません。主に日本各地の沿岸に生息しており、昔から日本人に親しまれ、「トド」「ミチ」「アジカ」と呼ばれたり、隠岐の島では「メチ」と呼ばれていました。

江戸時代の日本では、現在の鬱陵島を「竹島」、現在の竹島を「松島」と呼んでいました。1849年、フランスの捕鯨船が現在の竹島を発見し、その船名からリアンクール島と名付けました。こうしたヨーロッパの情報が日本に伝わり、隠岐の人々は親しみを込めて竹島を「リヤンコ島」と呼んでいました。

竹島で一番大きく力も強く、漁師さんに恐れられていた二ホンアシカのオスの成獣（大人）です。

「網を食いちぎったり、船を襲ったり」し、「鉄砲の玉にもひるむことのなかった」、威嚇的で時に危険な島の暴れん坊であるこの二ホンアシカを、地元の漁師はリヤンコ大王と名付きました。1934年に捕獲されたこのアシカは、推定 750 キログラムでした。その後、はく製となり、現在は、三瓶自然館サヒメルで展示されています。二ホンアシカのはく製は、国内には、幼獣も含めて10数頭しか存在しないと言われています。



「リヤンコ大王」はオスの成獣（大人）新聞記事によると、体長9寸5尺 = 288cm、体重200貫 = 750kg

竹島マンガ

「竹島の日」



竹島の日を定める条例（平成17年（2005）3月25日交付・施行）

（趣旨）

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

（竹島の日）

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

（県の責務）

第3条 県は、竹島の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

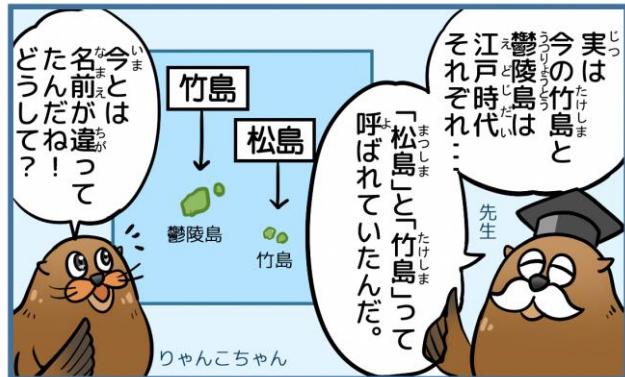
政府は、これまでどこの国も竹島を自国の領土だとしていないことを確認し、1905（明治38）年1月、竹島の島根県編入を閣議決定しました。これを受け、島根県は同年2月22日、竹島が島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示しました。

島根県の告示から100年目の2005（平成17）年、島根県議会は2月22日を「竹島の日」と定めました。

島根県は毎年2月22日に「竹島の日」記念式典を開催しています。

島根県は、平成19年4月に竹島資料室を設置し、竹島関係の歴史資料などの収集・保存や「竹島問題研究会」の研究成果の発信など、竹島問題の広報啓発に取り組んでいます。

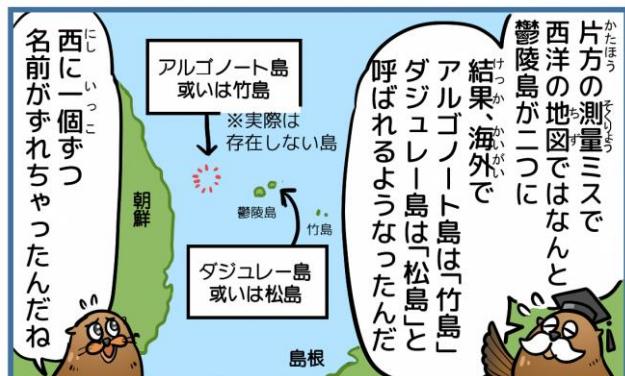
竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 1



日本は古くから竹島の存在を認識していました。



竹島や鬱陵島の名称については、ヨーロッパの探検家等による鬱陵島の測位の誤りにより一時的な混乱があったものの、我が国が現在の鬱陵島と竹島の存在を古くから承知していたことは各種の地図や文献からも確認できます。



1787年にフランスの航海家ラ・ペルーズが、1789年にはイギリスの探検家コルネットが鬱陵島を発見し、それぞれ「ダジュレー島」と「アルゴノート島」と名付けました。しかし、コルネットは測量を誤ったためヨーロッパの地図には朝鮮半島の東の海上に鬱陵島と架空の島の二つが描かれてしまいました。



長崎出島の医師シーボルトは、日本で得た情報をもとに、ヨーロッパで「日本図」(1840年)を刊行し、「アルゴノート島」を「タカシマ」、「ダジュレー島」を「マツシマ」と記載しました。明治になり、西洋の地図が国内に入ってくると、それまで「竹島」と呼ばれてきた鬱陵島が、「松島」とも呼ばれる混乱を招くこととなりました。



鬱陵島が国際的に「松島」と称されていたため、「竹島」の名称は消えていました。このため、日本政府は1905(明治38)年、当時リヤンコ島と呼ばれていた現在の竹島を正式に「竹島」と命名しました。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 2



韓国が古くから竹島を認識していたという主張には根拠はありません。



韓国側は、朝鮮の古文献『三国史記』(1145年)、『世宗実錄地理誌』(1454年)などの記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という2つの島を古くから認知していたのであり、その「于山島」こそ、現在の竹島であると主張しています。



しかし、『三国史記』(1145年)には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したとの記述はありますが、「于山島」に関する記述はありません。また、朝鮮の他の古文献中にある「于山島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の実状に見合わないものがあり、むしろ、鬱陵島を想起させるものとなっています。



なお、『新增東国輿地勝覽』(1531年)に添付された地図には、鬱陵島と「于山島」が別個の2つの島として描かれていますが、もし、韓国側が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は、鬱陵島の東方に、鬱陵島よりもはるかに小さな島として描かれるはずです。しかし、この地図における「于山島」は、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれ、さらには朝鮮半島と鬱陵島の間(鬱陵島の西側)に位置している等、全く実在しない島であることがわかります。



「新增東国輿地勝覽 八道總図」

参考文献：竹島問題10 のポイント (外務省)

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 3



日本は17世紀半ばには竹島の領有権を確立しました。

1618年、鳥取藩伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、同藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海免許を受けました。

これ以降、両家は交替で毎年1回鬱陵島に渡海し、あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等に従事しました。

両家は、将軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて鬱陵島で漁猟に従事し、採取したあわびについては将軍家等に献上するのを常としており、いわば同島の独占的経営を幕府公認で行っていました。



「竹島渡海由来記抜書控」
(将軍への拝謁、献上の記録)

この間、隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島は、航行の目標として、途中の船がかり(停泊地)として、また、あしかやあわびの漁獲の好地として自然に利用されるようになりました。

こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。

当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、「鎖国令」を発して日本人の海外への渡航を禁止した1635年には、これらの島に対する渡海を禁じていたはずですが、そのような措置はなされませんでした。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 4



日本は17世紀末、鬱陵島への渡海を禁止する一方、竹島への渡海は禁止しませんでした。



幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海を認められた米子の大谷・村川両家は、約70年にわたり、他から妨げられることなく独占的に事業を行っていました。1692年、村川家が鬱陵島におもむくと、多数の朝鮮人が鬱陵島において漁採に従事しているのに遭遇しました。翌年も大谷家が同様に朝鮮人と遭遇したことから、安龍福(アン・ヨンボク)、朴於屯(パク・オドゥン)の2名を日本に連れ帰ることとしました。なお、この頃の朝鮮王朝は、同国民の鬱陵島への渡海を禁じていました。



状況を承知した幕府の命を受け、対馬藩(江戸時代、対朝鮮外交・貿易の窓口)は、安と朴の両名を朝鮮に送還するとともに、朝鮮に対し、同国漁民の鬱陵島への渡海禁制を要求する交渉を開始しました。しかし、この交渉は、鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立し合意を得るにいたりませんでした。



対馬藩から交渉決裂の報告を受けた幕府は朝鮮との友好関係を尊重して、1696年1月、日本人の鬱陵島への渡海を禁止することを決定し、鳥取藩に指示するとともに朝鮮側に伝えるよう対馬藩に命じました。



この鬱陵島の帰属をめぐる交渉の経緯は、一般に「竹島一件」と称されています。

その一方で、竹島への渡海は禁止されませんでした。このことからも、当時から、我が国が竹島を自國の領土だと考へていたことは明らかです。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 5



韓国側は安龍福という人物の事実に反する供述を領有権の根拠の1つとして引用しています。



1693年、幕府の許可を受けた鳥取の商人が鬱陵島におもむくと、多数の朝鮮人が鬱陵島において漁採に従事しているのに遭遇したことから、安龍福（アン・ヨンボク）、外1名を日本に連れ帰りました。



この事件（竹島一件）をきっかけに1696年1月、幕府が鬱陵島への渡海を禁じる決定をするのですが、その年の5月、安龍福は再び我が国に渡来しました。結果的に日本から追放され朝鮮に戻った安龍福は、鬱陵島への渡海の禁制を犯した者として朝鮮の役人に取調べを受けます。この際の安の供述が、記録として残っています。

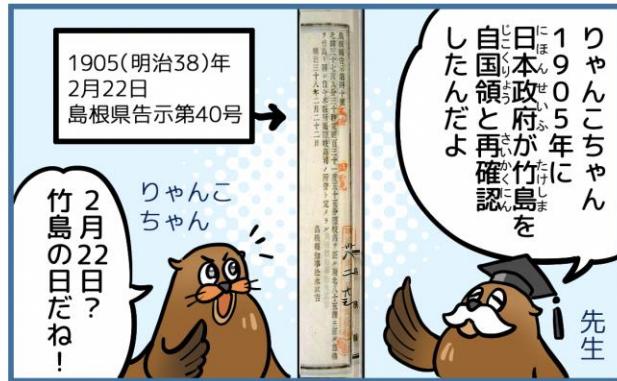


韓国側の文献によれば、安龍福は、
①「1693年に日本に来た際、鬱陵島及び竹島を朝鮮領とする旨の書契を江戸幕府から得たものの、対馬の藩主がその書契を奪い取った」、さらに②「1696年の来日の際に鬱陵島に多数の日本人がいた」と供述しています。しかし①の供述については、「竹島一件」の処理中であり、幕府が上記の書契を渡すことは考えられず、また、②については、幕府が鬱陵島への渡海を禁じた後のことであり、当時、日本からは、誰も鬱陵島に渡海していませんでした。



安龍福に関する韓国側文献の記述は、同人が1696年に、国禁を犯して国外に渡航し、その帰国後に取調べを受けた際の供述によったものです。その供述には、上記に限らず事実に見合わないものが数多く見られます。韓国側はこうした事実に反する供述を竹島の領有権の根拠の1つとして引用しています。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 6



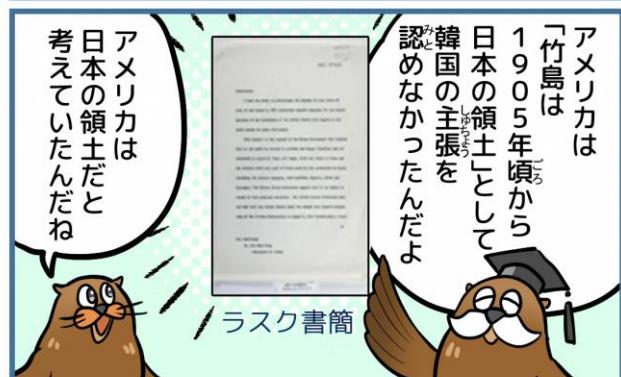
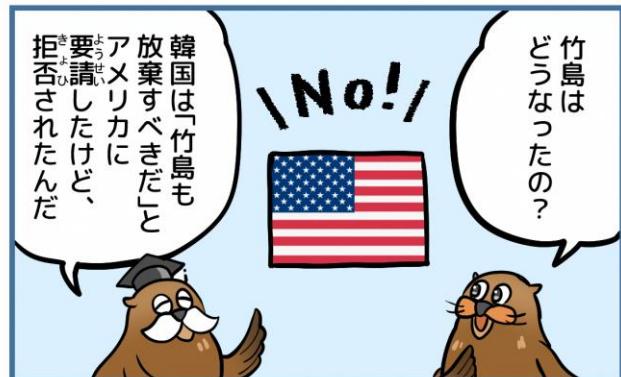
日本は1905年、閣議決定により竹島を領有する意思を再確認しました。

島根県隱岐島の中井養三郎は、あしか猟の事業の安定を図るため、1904(明治37)年9月、内務・外務・農商務三大臣に対して竹島の領土編入及び10年間の貸し下げを願い出ました。中井の出願を受けた政府は、竹島が他国に占領されていないこと、中井の行いは国際法上占領の事実と認められることを確認し、1905(明治38)年1月、閣議決定によって同島を「隱岐島司ノ所管」と定めるとともに、「竹島」と命名し、この旨を内務大臣から島根県知事に伝えました。この閣議決定により、我が国は竹島を領有する意思を再確認しました。

韓国では、1900年の「大韓帝国勅令41号」で、鬱陵島を鬱島郡に昇格させ同郡の行政区域を「鬱陵全島と竹島石島」と規定しました。この「石島」が現在の竹島であると韓国は主張していますが、石島が竹島であるという証拠も、また同勅令の公布前後に朝鮮が竹島を実効的に支配した事実もなく、竹島の領有権は確立していなかったと考えられます。

日本は1905年の閣議決定により、竹島に対する領有意思を再確認し、官有地台帳への登録など主権の行使を平穏かつ継続して行いました。こうして、17世紀に既に確立していた竹島に対する我が国の領有権が、近代国際法上も諸外国に対して、より明確に主張できるようになりました。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 7



サンフランシスコ平和条約起草時、韓国は、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるよう米国に要請しましたが、拒否されました。

1951(昭和26)年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約第2条a項は、日本による朝鮮の独立を承認し、日本が放棄すべき地域として『済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮』と規定し、竹島を含めませんでした。

署名前である同年7月、この部分に関する米英両国による草案内容を知った韓国は、駐米韓国大使から米国務長官宛に書簡を提出しました。その内容は、日本が放棄する地域について、『朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島(※)及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々』に置き換えることを要望する」というものでした。

※韓国における竹島の呼称

この韓国側の要望に対し、米国は、同年8月、ラスク極東担当国務次官補の書簡をもって次のとおり回答し、韓国側の要求を明確に拒否しました。

「我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。」(ラスク書簡)

これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において竹島は我が国の領土であるということが肯定されていることは明らかです。

そして、1954年に韓国に派遣されたヴァン・フリート米大統領特命大使の帰国報告書にも、「竹島は日本の領土」であると記されています。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 8



竹島は在日米軍の爆撃訓練区域として指定を受けました。



我が国がいまだ占領下にあった1951(昭和26)年7月、連合国総司令部は、連合国総司令部覚書(SCAPIN)第2160号をもって、竹島を米軍の爆撃訓練区域として指定しました。



サンフランシスコ平和条約発効直後の1952(昭和27)年7月、日米行政協定(※)に基づき、同協定の実施に関する日米間の協議機関として設立された合同委員会は、在日米軍の使用する爆撃訓練区域の1つとして竹島を指定するとともに、外務省はその旨を告示しました。



※旧日米安保条約に基づく取極。現在の「日米地位協定」に引き継がれる。



竹島周辺海域におけるあしかの捕獲、あわびやわかめの採取を望む地元からの強い要請があること、また、米軍も同年冬から竹島の爆撃訓練区域としての使用を中止していたことから、1953(昭和28)年3月の日米合同委員会において、同島を爆撃訓練区域から削除することが決定されました。

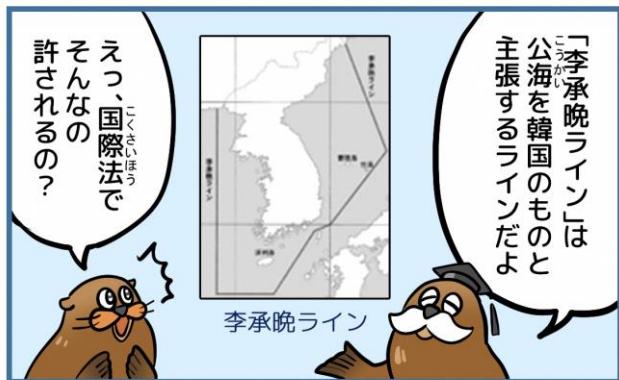


日米行政協定によれば、合同委員会は「日本国内の施設又は区域を決定する協議機関として任務を行う」とされていました。したがって、竹島が合同委員会で協議され、かつ、在日米軍の使用する区域として決定したことは、とりも直さず竹島が日本の領土であることを示しています。

竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 9



韓国は国際法に反して公海上にいわゆる「李承晚ライン」を引き、一方的に竹島を不法占拠しました。



1952(昭和27)年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域における漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。



1953(昭和28)年3月、日米合同委員会で在日米軍の爆撃訓練区域から竹島を解除することが決定されました。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなりましたが、韓国人も竹島やその周辺で漁業に従事していることが確認されました。同年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から退去するよう要求した海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生しました。



「李承晚ライン」の設定は、公海上における違法な線引きであるとともに、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠です。韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このような行為は、竹島の領有権をめぐる日本の立場に照らして決して容認できるものではなく、日本政府は竹島をめぐり韓国側が何らかの措置等を行うたびに厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めてきています。



竹島マンガ 竹島問題10 のポイント Point 10



日本は韓国に対し国際司法裁判所 (ICJ)への付託を提案していますが、韓国は拒否しています。

国際司法裁判所 (ICJ) は、国連の主要な司法機関であり、1945年に設置されました。国際連盟の常設国際司法裁判所 (1922-1944) を前身とし、国際法に従って判決する役割を持っています。国連加盟国から選ばれた15人の裁判官で構成され、任期は9年、3年ごとに5人ずつ改選されます。

ICJは、紛争の両当事国が同裁判所において解決を求めるという合意があって初めて当該紛争についての審理を開始するという仕組みになっています。

竹島については、日本は1954年9月、1962年3月、2012年8月の3回にわたり韓国に対して、領有権問題のICJへの付託を提案しましたが、韓国は「竹島に対して始めから領土権を持っている」「紛争が存在していない」として、これを拒否しました。

ICJへの付託は、1954年当時、米国も韓国に対して勧めていました。1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート大使の帰国報告には、「米国は、竹島は日本領であると考えているが、本件をICJに付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行った」との記録が残されています。

韓国側のICJへの付託提案の拒否に対し、日本政府は「引き続き、竹島問題について法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するため、ICJへの我が国単独での付託を含め、適切な手段を講じていく考えです」とコメントしています。